

宝塚市告示第45号

宝塚市立文化芸術センター条例第19条第3項及び宝塚市都市公園条例第25条第3項の規定により、宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園の指定管理者を次のとおり指定したので、宝塚市立文化芸術センター条例第21条及び宝塚市都市公園条例第27条の規定により告示する。

令和6年（2024年）3月28日

宝塚市長 山崎 晴恵

1 指定管理者

- (1) 団体所在地 宝塚市栄町2丁目1番1号
- (2) 団体名称 公益財団法人宝塚市文化財団
- (3) 団体代表者氏名 代表理事 秋山文子

2 指定の期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで